

## 第3回 飯山市介護保険運営協議会 議事録

期　日　　平成23年11月18日（金）午後3時00分

場　所　　飯山市役所4階全員協議会室

出席者　　委員12名（欠席5名）、事務局7名

傍聴人　　なし

### 1 開　会

### 2 委嘱状の交付

交代した委員へ委嘱状を交付

### 3 会長あいさつ

本日は第3回目の介護保険運営協議会と地域密着型サービス運営委員会を開催しますが、運営協議会ではサービス供給量の見込みや、保険料の基本的な考え方等について、一定の方向を出していくようになりますが、市から原案が示されるので、ご審議をお願いします。

### 4 議事（進行　会長）

#### （1）介護保険給付費見込みに伴う保険料の設定について

資料に基づき事務局が説明

・人口推計　要介護認定者の見込み等の基礎数値

・サービス供給量の見込み

【質問】会長）保険料算定にあたり、現在見込んでいるサービス供給量は。

事務局）ワークシート（第5期介護給付等対象サービスの推計手順）作成の中で想定しているのは、特別養護老人ホームで18床、地域密着型グループホームで21床をサービス供給量として増えていく分として見込んでいます。また、要介護認定者数等はワークシートの自動計算で算出された数値を見込んでいます。

・保険料設定の基本的な考え方と仕組み他

【質問】委員）財政安定化基金及び介護給付費準備基金の取り崩しの予定は。

事務局）財政安定化基金は県の基金でありますが、金額は未定ですが取り崩す予定であると聞いています。介護給付費準備基金は市の基金になりますが、残念ながら積立金額は0円であり、投入できない状況です。

【質問】会長) 第4期介護保険事業計画の決算見込みは。

事務局) 赤字となる見込みであり、財政安定化基金から借入を行わないと賄えない状況です。したがって、第5期の計画で借入金の返済を行うようになるため、この分が保険料に上乗せされるようになります。

【質問】委員) 何とか保険料を抑制する方法はないのか。

事務局) 介護給付費の財源構成が公費50%、保険料50%と決められているのでその負担割合を崩すことはできません。給付費が増えれば保険料も上がるようになってしまいます。

委員) 保険料が値上げされるとあれば、特に低所得者への負担感は大きくなるはずなので、充分に配慮してほしい。

会長) 事務局から保険料の設定として5パターン示されたが、第3段階軽減対象と第8段階を設け、第4段階を基準の1.00とした場合の弾力化割合を、第3段階で0.80、第3段階軽減対象で0.75、第8段階で2.20の方向で検討していく方向でよろしいでしょうか。

委員一同) 異議なし。

会長) では事務局はその方向で試算をお願いします。

事務局) 国の方針では第5期保険料の全国平均基準額として5,000円という金額を掲げていますが、当市には介護給付費準備基金もなく、第4期計画が赤字となる見込みであり、第5期で借入金の返済を行わなければならないため、基準額を超える見込みではあります。

## 5 その他

### (1) 次回の運営協議会日程について

事務局) 平成23年12月22日(木)、午後3時から市役所でいかがですか。

会長) ご予定をお願いします。

### (2) その他

委員) 地域ケア連絡会での課題の中で、ショートステイは緊急時は利用できるが…とあったが、自分の経験として緊急時に利用できないことがあった。定員もあり、制度上仕方がないこともわかるが、現状としてショートステイは圧倒的に不足していると感じているが、どうか。

事務局) 連絡会では利用状況等の情報を共有し利用促進を図っています。現在計画中の事業者もいるので、第5期の計画で実現できるのか詳細に検討してご報告します。

閉会 午後4時05分